

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

政府は、平成 22 年度予算に「子ども手当」の支給を盛り込み、中学校卒業までの子どもに「子ども手当」が支給されることとなっている。

支給にあたっての財源負担は、鳩山内閣発足当初から、国が全額負担し、地方負担はないものと、明言していたにもかかわらず、平成 22 年度予算においては、一人当たり月額 1 万 3 千円の支給額のうち、児童手当の地方負担分については「子ども手当」においても継続することとしている。

これは、「子ども手当」の一部を地方・事業主が負担するということであり、その支給にあたり、本市の平成 22 年度における予算案においても、約 9 億円の負担が生じている。

切迫する財政状況の中、「子ども手当」は、国が責任を持って全額負担すべきである。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項について特段の配慮がなされるよう、強く求めるものである。

記

- 1 平成 22 年度において、「子ども手当」支給による、地方負担分となった財源について、何らかの補填措置を行うこと。
- 2 平成 23 年度以降の「子ども手当」の財源に関しては、全額国庫負担とし、地方自治体の負担を求めないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 22 年（2010 年）3 月 16 日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣